

2018年6月19日

みずほ証券株式会社

**平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる
被災者のみなさまに対するご対応について**

このたびの平成30年大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（注）にお住まいの皆さまに対し、ご本人確認が出来ることを前提に柔軟に対応いたします。


- ・みずほ証券カードや届出印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（注）災害救助法適用市町村 大阪府大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町

※ 上記対象地域以外においても災害救助法が指定された場合には同様の対応を行います。

お問い合わせ

みずほ証券コールセンター

 **0120-324-390**

以 上